利付国庫債券（十年）（第三百二十八回）	○・六％	平成三十五年三月二十日	千百六十三億円	
利付国庫債券（十年）（第三百二十九回）	○・八％	平成三十五年六月二十日	七百九十億円	
利付国庫債券（十年）（第三百三十回）	○・八％	平成三十五年九月二十日	三十八億円	
利付国庫債券（十年）（第三百三十二回）	○・六％	平成三十五年十二月二十日	百三十二億円	
利付国庫債券（十年）（第三百三十三回）	○・六％	平成三十六年三月二十日	六億円	
利付国庫債券（二十年）（第六十一回）	一・○％	平成三十五年三月二十日	千四百六十三億円	
利付国庫債券（二十年）（第六十五回）	一・九％	平成三十五年十二月二十日	百四十四億円	
利付国庫債券（二十年）（第七十回）	二・四％	平成三十六年六月二十日	八十五億円	
利付国庫債券（二十年）（第七十一回）	二・二％	平成三十六年六月二十日	四百四十八億円	
利付国庫債券（二十年）（第八十三回）	二・一％	平成三十七年十二月二十日	二十八億円	
利付国庫債券（二十年）（第八十六回）	二・三％	平成三十八年三月二十日	十四億円	
利付国庫債券（二十年）（第八十七回）	二・二％	平成三十八年三月二十日	三億円	
利付国庫債券（二十年）（第九十三回）	二・○％	平成三十九年三月二十日	六十億円	
利付国庫債券（二十年）（第九十四回）	二・一％	平成三十九年三月二十日	九十五億円	
利付国庫債券（二十年）（第九十五回）	二・三％	平成三十九年六月二十日	十五億円	
利付国庫債券（二十年）（第百二回）	二・四％	平成四十年六月二十日	三十二億円	
利付国庫債券（二十年）（第百九回）	一・九％	平成四十一年三月二十日	十二億円	
利付国庫債券（二十年）（第百十四回）	二・一％	平成四十一年十二月二十日	十億円	
利付国庫債券（二十年）（第百十六回）	二・二％	平成四十二年三月二十日	二百七十二億円	
利付国庫債券（二十年）（第百十七回）	二・一％	平成四十二年三月二十日	八十六億円	
利付国庫債券（二十年）（第百二十回）	一・六％	平成四十二年六月二十日	四十一億円	

○財務省告示第百四十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十九年四月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年五月十二日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百四十六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行

五　発行額　額面金額で十七億二千六百三十万円

六　払込金額　十七億三千六百十三万九千九百十円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成二十九年四月十日

十　発行価格　額面金額百円につき百円五十七銭

十一　利率　年○・一パーセント

十二　経過利子の払込み　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{21}{365}$$

十三　初期利子　平成二十九年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成三十九年三月二十日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　払込期日　平成二十九年四月十日

○財務省告示第百四十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十九年四月十七日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年五月十二日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

一　名称及び記号　個人向け利国庫債券（固定・三年）（第八十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項